

役員選出について

前役員について、令和2年3月31日をもって任期が満了していることから、京都市保健所運営協議会条例施行規則第1条第3項の規定により、役員の選出を行う。

については、下記候補の選出について、別添書面表決状にて選出の表決を行う。

【役員候補】

役職名	人数	氏名	任期
部会長	1	川勝 秀一	
副部会長	1	山崎 陽子	～令和4年3月31日

京都市保健所運営協議会条例施行規則（抜粋）

（部会）

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める

（参考）前役員

部会長 山崎 陽子（左京保健協議会連合会会長）

副部会長 川勝 秀一（左京医師会）